

広島県告示第五百七十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定によつて、街区境界調査成果を次のとおり認証した。

令和八年四月三十日

広島県知事 横 田 美 香

一 調査を行った者の名称

海田町

二 調査を行った期間

令和三年十月から令和五年九月まで

三 成果の名称

海田町街区境界調査図及び街区境界調査簿

四 調査を行った地域

南堀川町の一部

五 認証年月日

令和八年四月二十日